

# 「貝塚プレミアム商品券」取扱加盟店 募集要項

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により事業内容や実施時期を変更する場合がございます。

貝塚市では消費者の購買意欲を喚起し、市内商業の活性化を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている消費者と小規模店舗・事業所を支援することを目的として20%のプレミアムを付けた商品券の販売、配布を行います。つきましては下記のとおり取扱加盟店を募集いたします。

事業規模	発行総額1億2,000万円（1億円に20%のプレミアム分を上乗せ） ※他に、新型コロナウイルス感染症対策として約2億5,000万円分の商品券（未成年分、障がい者手帳所持者分等）を発行する予定です。
事業主体	主催：貝塚市 受託事業者：貝塚市商店連合会
取扱加盟店資格	貝塚市内において店舗または事業所を有し、小売業・飲食業・サービス業等を営み、最終消費者に対して物品やサービスを提供する事業者 但し、以下の店舗・事業所は取扱加盟店に登録できないこととする。 1) 小売業で売場面積500㎡以上の店舗（市内に複数店舗がある場合、その合計面積とする） 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者 3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号並びに貝塚市暴力団排除条例第2条第3号に規定する事業者 5) 商品券の利用対象とならない商品のみ取扱う事業者
取扱加盟店登録方法	○申請期間 令和3年2月22日（月）～3月10日（水）（土日祝を除く） なお、期間後も申請受付は行いますがPRチラシ等、印刷物への店名記載は行われません。 ○申請方法 「貝塚プレミアム商品券 取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に記入・捺印し、下記の受付窓口にて持参・郵送・FAXのいずれかの方法でご提出下さい。 ○受付窓口 貝塚市商店連合会事務局 受付時間：午前9時より午後5時 〒597-0094 貝塚市二色南町4-7 貝塚商工会議所内 TEL072-432-1101 FAX072-439-0401
加盟登録料・換金手数料	無料
商品券の販売方法	① 3月下旬よりプレミアム商品券購入申込方法並びに取扱加盟店一覧チラシを貝塚市、市内郵便局、取扱加盟店等にて配架。貝塚市広報4月号と同時に配布。 申込期間：令和3年3月29日（月）～4月20日（火） <b>※申込は貝塚市民に限る</b> ※申込ははがきまたはインターネットのいずれかの方法でお1人1回のみ ※1人2冊まで（24,000円分） ※申込時に住所・氏名・申込冊数・引換販売所等を記入・入力 ※私製はがきの場合は申込者が切手を貼り連合会事務局に送付 （取扱加盟店の好意としてはがきを回収し事務局への持参も可） ② はがき・ネット応募冊数を集計。応募多数の場合は抽選を行い当選の方のみ当選通知（引換券兼用）はがきを送付。（5月上旬 発送予定）

	<p>③ 当選者が申込時に指定した引換販売所にて商品券を購入。 引換場所・期間 市内郵便局：5月12日（水）～5月28日（金）【平日のみ】 市民福祉センター：5月15日（土）、16日（日）、22日（土）、 23日（日）、29日（土）、30日（日）、31日（月）</p> <p>④ 引換残が発生した場合、予備の当選者に当選通知を発送。（引換販売所未定）</p>
商品券内容	<p>○販売額 1セット10,000円（商品券12,000円分） （1セットの内容 <u>1,000円券×10枚、500円券×4枚</u>）</p> <p>○商品券の使用対象外物品 1）たばこ、商品券・プリペイドカード・ビール券・図書カード・切手・印紙・証紙等の換金性の高い商品 2）株式、先物、宝くじなどの金融商品 3）事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払い 4）国や地方公共団体への支払い、及び公共料金、法定費用等の支払いほか 5）その他発行者が相応しくないと判断したもの</p> <p>○転売・現金交換・釣り銭、払い戻しの禁止 商品券の転売・現金交換は禁止致します。また釣り銭は出さないこととします。 商品券利用後の返品、キャンセル等に伴う、払い戻しは行わないこととします。</p>
商品券使用期間	令和3年5月12日（水）～令和4年1月31日（月）
換金手続き	<p>消費者から受け取った商品券の裏面に店舗名を記入し、「商品券換金請求書」を記入・捺印 頂き、換金に来られる方の認め印をご持参の上、下記の日時にお越しく下さい。 小切手にてお支払いいたします。</p> <p>○換金場所 貝塚市商店連合会事務局（貝塚商工会議所内・貝塚市二色南町4-7）</p> <p>○換金時間・換金日 <u>終日：午前9時30分～正午・午後1時～午後3時30分</u> 令和3年5月20日（木）、6月8日（火）、7月5日（金）、8月4日（水）、 9月6日（月）、10月4日（月）、11月1日（月）、12月6日（月）、 令和4年1月6日（木）、2月1日（火）・2日（水） <u>午前のみ（午後9時30～正午）</u> 令和3年5月28日（金）、6月17日（木）・25日（金）、7月15日（木）・ 26日（月）、8月17日（火）・27日（金）、9月15日（水）・24日（金）、 10月13日（水）・22日（金）、11月12日（金）・24日（水）、12月 15日（水）・27日（月） 令和4年1月17日（月）・26日（水）、2月3日（木）、4日（金）、7日（月） 上記日程以外の換金は原則受付できません。また<u>最終換金日（令和4年2月7日（月））以 降の換金は受付できません。</u></p>
偽装商品券の 使用防止につ いて	<p>○加盟店は、消費者から商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを確認すること。 ○明らかに偽造されたとわかる商品券は受け取らないで下さい。 ○偽造商品券につきましては換金をお断り致しますのでご容赦下さい。</p>
その他	<p>○取扱加盟店において、本事業に関連した独自の販売促進活動等を積極的に行って下さい。 ○貝塚商工会議所LINE公式アカウントにて取扱加盟店の独自販促情報を発信予定です。 ○取扱加盟店には「ステッカー」「のぼり」を配布する。 ○取扱加盟店はプレミアム商品券の購入申込をご遠慮願います。 ○取扱加盟店には商品券の見本券を配布する等、偽造対策に万全に期するものとする。 ○自ら商品券を購入し自店で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は行わ ない。</p>

# 貝塚プレミアム商品券事業 取扱加盟店登録申請書 兼 誓約書

貝塚市商店連合会 御中

貝塚プレミアム商品券事業の取扱加盟店として本事業の趣旨を理解し以下のとおり申請いたします。  
また取扱加盟店として申請するにあたり、記載内容及び下記について、相違ないことを誓約いたします。

取扱加盟店募集要項を厳守して履行すること。万一不正行為を行った場合には一切の貝塚プレミアム商品券の換金  
の中止、店名の公表及び法的措置などの処置を取られても一切異議は申し立ていたしません。

令和 年 月 日

事業所住所: \_\_\_\_\_

事業所名: \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)  
※店長等、店舗責任者のお名前でも可

※選択肢があるところは○でお囲みください。

※下記の項目についてチラシ等に掲載される場合もありますので正確にご記入ください。

(フリガナ) 店舗名(屋号)	( )	(フリガナ) 事業所名	左記の店舗名と異なる場合はご記入下さい ( )	
店舗代表者名			役職	
担当者名	代表者と異なる場合はご記入下さい		役職	
店舗所在地	大型店やショッピングセンター等に入店されている場合はその施設名もご記入下さい 〒597- 貝塚市			
TEL		FAX		定休日
事業内容(業種等)	業種:( )業 商品・サービス内容等( ) 《例》 飲食業 和食レストラン ※チラシ等に掲載する際、表現を変更する場合があります			
今回の貝塚プレミアム商品券事業における登録店舗数の確認 ⇒ 1店舗のみ ・ 2店舗以上 ( )店舗 ※ 複数の店舗を有する場合は申請書をコピーの上、 <u>店舗毎に提出して下さい</u>				
売場面積の確認 ※小売業の方のみご記入下さい 1店舗の売場面積は500㎡を 超えない ・ 超える ( )㎡				
市内に複数店舗を有する場合の <u>合計売場面積</u> は500㎡を 1. 超えない 2. 超える 合計( )㎡				

※ 事務局使用欄

No.		備考		受付日	
-----	--	----	--	-----	--